

## くらしの情報



### 相 談

#### ◆コロナ禍から暮らしを守る生活困窮者電話相談会

以下のような相談に司法書士が無料で応じます。必要に応じ、行政機関への同行等の支援も行います。

- ・生活保護受給についての相談
- ・借金問題についての相談
- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活困窮や解雇・雇止めなど雇用関係についての相談
- ◆相談電話 **092-722-4131**
- ◆日時=12月5日(土)  
10:00~16:00
- 問合せ 福岡県司法書士会事務局  
☎092-722-4131

#### ◆犯罪被害者相談

「心のリリーフ・ライン」  
福岡県警察では、犯罪被害にあわれた方の心のケアを行う専門の相談窓口「心のリリーフ・ライン」を開設しています。  
匿名でも構いません、女性の臨床心理士が丁寧にお聴きします。  
◆相談電話 **092-632-7830**  
◆月~金 9:00~17:45  
(祝日・年末年始を除く)  
ひとりで悩まないで、あなたの心の声を聴かせてください。



### お 知 ら せ

#### ◆「伝統食料理教室」のお知らせ

市の食育事業の取組みとして、うきは市食生活改善推進会が「伝統食料理教室」を開催します。

テーマは、『鶏肉を使った「伝統料理お・せ・ち」』です。料理初心者の方も作れる伝統料理にチャレンジしませんか!?皆さまのご参加をお待ちしております。

- ◆メニュー：  
鶏もも肉の八幡巻き・七目福つくね・あごだし博多雑煮(他数品)
- ◆12月17日(木)  
10:00~12:00頃(9:30~受付)
- ◆御幸コミュニティーセンター  
1階 調理実習室
- ◆定員20名(先着順)
- ◆申込締切=12月14日(月)まで
- ◆参加費=300円
- 問合せ 保健課 食育・健康対策係  
☎75-4960

新型コロナウイルス感染拡大の影響による、イベント等の開催内容変更がある場合がございます。変更などの詳細は主催者に直接お問い合わせください。



### 講座・講習会・試験

#### ◆県立久留米高等技術専門学校 訓練生募集

- ①パソコン初級・中級連続養成科5期
- ◆訓練期間=1/5(火)~5/31(月)
- ◆訓練会場=西日本新聞パソコン教室久留米校(久留米市)
- ◆定員=30名 ◆試験日=12/10(木)
- ②OA簿記初級・中級連続養成科4期
- ◆訓練期間=1/5(火)~6/30(水)
- ◆訓練会場=(株)パソコンタイム 朝倉校(朝倉市)
- ◆定員=25名 ◆試験日=12/11(金)
- ①~②いずれも対象者は公共職業安定所長から受講あっせんを受けることができ、訓練を受けて関係職種へ就職を希望される方。
- ◆申込書=住所管轄のハローワーク
- ◆申込締切=12/2(水)まで
- ◆選考方法=学科試験、面接試験
- ◆試験場所=久留米高等技術専門学校
- ◆受講料及び受験料は無料(ただし、入校時の教科書代等が必要)
- 問合せ 県立久留米高等技術専門学校  
☎0942-32-8795  
FAX0942-32-8793



### 安心やNET(ねー)うきは

#### ◆あなたは配偶者(交際相手)から、こんな被害に遭っていませんか?

これらの行為はDVです!  
・殴る蹴るなどの暴行を受ける  
・髪を引っ張られる、引きずりまわされる  
・「殺してやる」「ぶん殴ってやる」などと暴言を吐かれて脅迫される  
暴力は許されることではありません。まずは相談してください。

- 相談先 うきは警察署  
☎0943-76-5110  
警察本部警察安全相談コーナー  
☎#9110

~身近な犯罪・交通事故発生状況~  
《うきは署管内9月中》  
交通事故(物件・人身)97件、  
侵入盗2件【うきは警察署】



#### ◆11(いい)月30(みらい)日は「年金の日」です!!

厚生労働省では、「国民お一人お一人「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11(いい)月30(みらい)日を「年金の日」としました。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターン試算をすることもできます。「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認ください。

#### ●日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/>

#### ◆福岡県最低賃金のお知らせ

令和2年10月1日から1時間842円に改定されました。

- ・最低賃金は正社員のみでなく、パートタイマー・アルバイト・派遣労働者等すべての労働者に適用されます。
- ・最低賃金には精皆手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働等の割増賃金、賞与、臨時の賃金は算入されません。
- ・時間額842円未満の場合は、賃金額を引き上げる必要があります。
- ・月給制の場合は、月給を1カ月平均の所定労働時間で除して金額を比較してください。

#### ●問合せ 福岡労働局労働基準部 監督課賃金室

☎092-411-4578

またはお近くの労働基準監督署



### 保 健

#### ◆断酒会 12月の開催日

◆お酒を断めようと思っても断められない方、お酒の異常飲酒でお困りの家族の方、断酒会に参加して一緒にお酒を断めましょう。

#### ◆浮羽断酒友の会 19:00~

- ◆1日・15日(火)  
うきは市民センター
- 問合せ 中野淳一さん  
☎090-3605-6724

#### ◆浮羽断酒会(12月例会) 20:00~

- ◆7日・14日・21日(月)  
総合福祉センター
- 問合せ 田中義嗣さん  
☎0943-72-2890